

4. 提出書類等

(1) 提出書類 (提出データ)


※申告方式は「プレ印字申告書」右上の記載を参考

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和8年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○*1		
	廃業等された方			○*2		
	償却資産を所有されていない方			○*3		
電算処理方式	初めて申告される方	○*4		○	○*5	
	前年以前に電算処理方式により申告された方	○*4		○	○*5, *6	□*6 減少がある場合
	廃業等された方			○*2		
	償却資産を所有されていない方			○*3		

- *1 償却資産申告書「備考」欄の「2. 資産異動なし」に○を記入してください。
- *2 償却資産申告書「備考」欄の「4. 廃業・休業・解散（年月日）」に○をし、年月日を記入してください。
- *3 償却資産申告書「備考」欄の「3. 該当資産なし」に○を記入してください。
- *4 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額、決定価格、課税標準額を算出してください。
- *5 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。計算方法については、P11～12をご参照ください。
- *6 審査において、資産の増減を把握するため、増減の分かる資料の提出にご協力をお願いします。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の様式については、宮崎市ホームページ「固定資産の申告（固定資産税）」からダウンロードできます。

宮崎市 TOP > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の申告（固定資産税）



(2) その他必要な書類

- ・耐用年数の短縮を受けている方・・・耐用年数短縮の承認申請書の写し
(納税地の所轄国税局長に申請したもの)
- ・増加償却を受けている方・・・増加償却の届出書の写し
(納税地の税務署長に届出したもの)
- ・陳腐化資産の一時償却を受けている方・・・陳腐化資産の償却費の特例に係る承認申請書の写し
(納税地の所轄国税局長に申請したもの)
- ・耐用年数の確認を受けている方・・・耐用年数の確認に関する届出書の写し
- ・非課税資産を所有している方・・・非課税申告書その他必要な書類
- ・課税標準の特例が適用される資産を
所有している方・・・特例適用の要件を満たすことを証する書類（【適用償却資産の例（一部抜粋）】に該当する場合はP7～8参照）

(3) 注意事項

New ・一般方式で申告いただく場合で、資産の増加又は減少がある方は、eLTAX（電子申告）で申告される場合でも、全資産種類別明細書に加え、増減が分かる種類別明細書を添付してください。

・本市では、eLTAX（電子申告）でのプレ申告の送信は行いませんのでご了承ください。